



第 2 0 2 5 0 0 0 2 7 1 5 3 号

令和 7 年 5 月 1 3 日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部長 中島 和彦

(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 4 条第 9 項の規定により、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を一部変更したいので、同条第 1 0 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき諮問します。

（担当）水産振興局漁業調整課 資源管理担当 田中

電話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 3 0 3、ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 3 1

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－8 ぶり」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－20 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1～別紙1－4） 略 （別紙1－5） 第1 特定水産資源 <u>まさば及びごまさば対馬暖流系群</u> 第2～第4 略 （別紙1－6～別紙1－7） 略 （別紙1－8） 第1 <u>特定水産資源</u> <u>ぶり</u> 第2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>鳥取県ぶり漁業</u> （1）<u>当該知事管理区分を構成する事項</u> ア <u>水域</u> <u>イの対象とする漁業に係る漁業者が、ぶりの採捕を行う水域</u> イ <u>対象とする漁業</u> <u>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業</u> ウ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u> （2）<u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の</u>	第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－7 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－21 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 （別紙1－1～別紙1－4） 略 （別紙1－5） 第1 特定水産資源 <u>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群</u> 第2～第4 略 （別紙1－6～別紙1－7） 略

<u>翌月の10日までとする。</u> 第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を鳥取県ぶり漁業へ配分する。</u> 第4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>特になし。</u> 第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。</u> (別紙2-1～別紙2-4) 略	(別紙2-1～別紙2-4) 略 <u>(別紙2-5)</u> 第1 <u>水産資源</u> <u>ぶり</u> 第2 <u>資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価における親魚量を現状(13.2万トン)以上に維持する。</u> <u>なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u> 第3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> 第4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>特になし。</u> (別紙2-6) 略 (別紙2-7) 略 (別紙2-8) 略 (別紙2-9) 略 (別紙2-10) 略 (別紙2-11) 略
<u>(別紙2-5) 略</u> <u>(別紙2-6) 略</u> <u>(別紙2-7) 略</u> <u>(別紙2-8) 略</u> <u>(別紙2-9) 略</u> <u>(別紙2-10) 略</u>	<u>(別紙2-6) 略</u> <u>(別紙2-7) 略</u> <u>(別紙2-8) 略</u> <u>(別紙2-9) 略</u> <u>(別紙2-10) 略</u> <u>(別紙2-11) 略</u>

<u>(別紙 2－11)</u>	略	<u>(別紙 2－12)</u>	略
<u>(別紙 2－12)</u>	略	<u>(別紙 2－13)</u>	略
<u>(別紙 2－13)</u>	略	<u>(別紙 2－14)</u>	略
<u>(別紙 2－14)</u>	略	<u>(別紙 2－15)</u>	略
<u>(別紙 2－15)</u>	略	<u>(別紙 2－16)</u>	略
<u>(別紙 2－16)</u>	略	<u>(別紙 2－17)</u>	略
<u>(別紙 2－17)</u>	略	<u>(別紙 2－18)</u>	略
<u>(別紙 2－18)</u>	略	<u>(別紙 2－19)</u>	略
<u>(別紙 2－19)</u>	略	<u>(別紙 2－20)</u>	略
<u>(別紙 2－20)</u>	略	<u>(別紙 2－21)</u>	略

2 変更年月日

令和 7 年 月 日

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- （1） 水域
- （2） 対象とする漁業
- （3） 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－8 ぶり」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－20 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号 1 (2) に掲げる漁業をいう。以下同じ。)、定置漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。) 及び小型定置網漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第54号) 第 5 条第 1 項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (鳥取県の休日进行を定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) 第 1 号第 1 項に規定する休日 (以下「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約 1 割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（さんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1 隻当たりの自動いかつり機の搭載数 8 台（ドラム数 16 個）とする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群（以下「まさば及びごまさば」という。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちゃく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙1－6)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいい、第2及び第3において単に「かたくちいわし」という。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわしのうち、しらす（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙１－７)

第１ 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群（以下「まだい」という。）

第２ 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まだい漁業

(１) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まだいの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(２) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まだい漁業へ配分する。

第４ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第５ その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第１の２(５)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、ぶりの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県ぶり漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第 1 の 2(5)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

あわび類（くろあわび、めがいあわび）鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（4.2～8.4トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (94.4~188.8 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (25.3~50.6 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

いわがき鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (61.0~122.0 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－5)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（2.2 千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－6)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（1.5 千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状 (1. 23) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－8)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 3 年の水準 (5.6 千トン) 以上に維持することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－9)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (1.3～2.5) 以上に回復することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－10)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位（8.2 トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－11)

第 1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位（61.1 トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－12)

第 1 水産資源

しいら日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準(6.4 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－13)

第 1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（3.2 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－14)

第 1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（32.6 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－15)

第 1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもののことをいう。）

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（13.9 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－16)

第 1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（55.7～111.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－17)

第 1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（27.0 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－18)

第 1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（10.6～21.2 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－19)

第 1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（16.7～33.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－20)

第 1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（8.2～16.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

変更年月日

令和 年 月 日

鳥取県資源管理方針の一部変更について

令和7年6月4日
鳥取県漁業調整課

1. 背景

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行され、資源管理は TAC 管理が基本となり、国により TAC 魚種の拡大が進められている。(現状、漁獲量ベースで 6.5 割を TAC 管理、令和 7 年度までに 8 割が目標)。

現状(13 魚種)		追加候補(15 魚種)	
うち、鳥取県の対象魚種	鳥取県対象外	うち、鳥取県の対象魚種	鳥取県対象外
クロマグロ マアジ マサバ及びゴマサバ マイワシ カタクチイワシ ウルメイワシ ズワイガニ スルメイカ マダイ ※ブリ	スケトウダラ マダラ サンマ	ニギス アカガレイ ソウハチ ムシガレイ ベニズワイガニ サワラ ヒラメ トラフグ ムロアジ類	ホッケ イカナゴ キンメダイ マガレイ ヤナギムシガレイ サメガレイ

※国の資源管理基本方針では指定されているが、鳥取県資源管理方針ではまだ指定されていないもの

2. 国の資源管理基本方針及び鳥取県資源管理方針の変更概要

国が策定する資源管理基本方針(以下、「国方針」という。)に、次の(1)及び(2)の変更がなされた。

(1) 特定水産資源「ぶり」の追加(令和7年4月11日告示) (2) 特定水産資源の名称変更(令和7年5月 27 日告示) 「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更。

これに合わせ、鳥取県資源管理方針(令和6年4月5日鳥取県告示第 202 号)(以下、「県方針」という。)を変更する必要がある。

このことについて、漁業法第 14 条第9項の規定により県方針を一部変更することとし、県方針案(資料 1-2)について、同条第 10 項において準用する同条第4項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会へ諮問する。

3. 県方針の変更内容

(1) 県方針 別紙1－8(資料1－1 p.18)に「ぶり」を追加

項目	内容
第 1 特定水産資源	ぶり
第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法等	鳥取県ぶり漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業に係る漁業者が、ぶりの採捕を行う水域を対象とし、漁獲可能期間は周年とする。 (2) 漁獲量の管理の手法等 漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	全量を鳥取県ぶり漁業へ配分。
第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	特になし。
第 5 その他資源管理に関する重要事項	資源管理基本方針の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。⇒漁獲可能量による管理の段階的導入 (※)

- ・現時点では、当県への具体的な数量管理が求められていないため、知事管理区分は「鳥取県ぶり漁業」のみとし、漁獲可能量は全量を「鳥取県ぶり漁業」へ配分する。（ハマチも対象となる。）
- ・それ以外の項目は、国の資源管理基本方針で定められた内容のとおり。
- ・第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について、ステップアップ管理対象資源はステップ1及び2の段階では不要。ステップ3以降は、現状の特定水産資源と同様、漁獲努力量に関する記載が必要となる。

※ステップアップ管理について

段階	管理の内容	期間
ステップ 1	漁獲量の報告義務づけ等（原則 1 年間）	3 年間を想定
ステップ 2	府県へのTAC数量配分試行 ステップ 3 に向けた管理運用の検討・試行 （原則 1 ～ 2 年間）	
ステップ 3	TAC設定・府県への漁獲可能量の配分 指導・採捕停止命令を伴う管理、必要な見直し	4 年目～

(2) 特定水産資源の名称変更

特定水産資源の名称を「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「**まさば及びごまさば対馬暖流系群**」に変更する。

(3) 振り番号の一部修正

4. 今後の想定スケジュール(予定)

- 6 月 4 日 方針策定の海区委員会諮問・答申
- 6 月上旬 県方針申請（部長決裁）
- 6 月中旬 国承認（申請後1週間程度必要）
- 6 月下旬 県方針変更後の県方針の公表（漁業調整課ホームページ、告示）

【根拠法令】 漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)⇒(都道府県資源管理方針)

第十四条

都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針(以下この章及び第二百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。)を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分(都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。)

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量(当該都道府県に配分される部分に限る。)の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

- 8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。